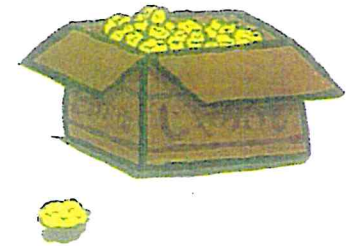
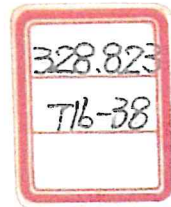


子どもの人権ってなに

いきいきと学校生活を送るために

東京弁護士会

子どもの人権救済センター編



東井・二井合同図書館



100056450

子どもの人権ってなに
東京弁護士会・子どもの人権救済センター編
頒価 300円

パート①

子どもの人権って何ですか？



子どもの人権ってなにーに ーいきいきと学校生活を送るために

●目次●

パート①／子どもの人権って何ですか？ 2

パート②／いじめられたり子だった僕の体験 6

●いじめられているあなたへ 井上士から 11

パート③／学校生活Q&A

Q1 「校則」って何ですか？ 14

Q2 制服は着なくてはいけないのでしょうか？ 17

Q3 坊主刈りはいいですか、長髪はいけませんか？ 19

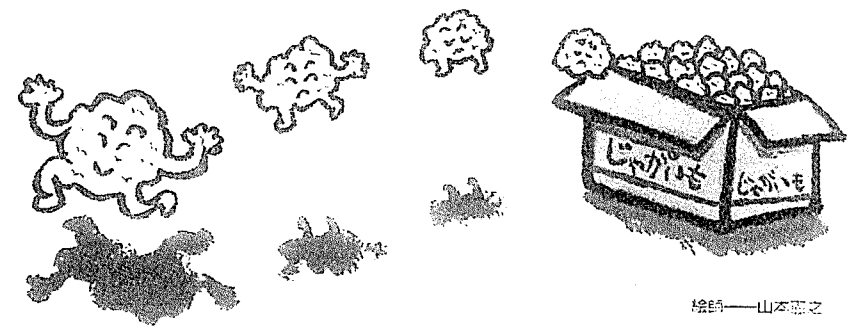
Q4 所持品検査は、拒否できますか？ 21

Q5 体罰は絶対にやめて下さい！！ 23

Q6 学校に行かれません。どうしたらいいのでしょうか？ 27

あながき 30

相談できる人 32



絵師—山本聖之

子どもの人権って何ですか。

あなたは「人権」という言葉を知っていますか？「人権」というのは、ひとりひとりの人間が、人間らしい生活をするための権利のこと……自分が、自分の人生の主人公として生きること……なのです。今では人権は国の法律によって保障されています。けれども昔は、奴隷や農奴は人間であっても主人の命令に従い、売買されたり殴られたりしていたのです。人間が人間らしく生きるためにはそんなことは許されないということで、多くの人々が立ちあがり、人権宣言をし、命がけで「人権」を勝ちとってきました。

「人権」は人間の権利ですから、大人に対してだけでなく、子どもにも同じように保障されているのです。では「子どもの人権」というのは、具体的にどんなことなのでしょう？

いろいろありますが、一番大切なもの一つとしては自分で自分の



ことが決められるということなのです。

なアーんだ、そんなことか、と思う人がいるかもしれませんが、でも、自分のことを決めるといえるのは、簡単そうにみえて、実は案外難しいことではないでしょうか。

たとえば、進学するか就職するか、塾に行くか行かないか、どんな映画を見るか、どんな音楽会に行くか、旅行に行くかどうか、どんな髪型にして、どんな服を着るか、そういうことはすべて本来、ひとりひとりが自分で自由に決めてよいことなのです。

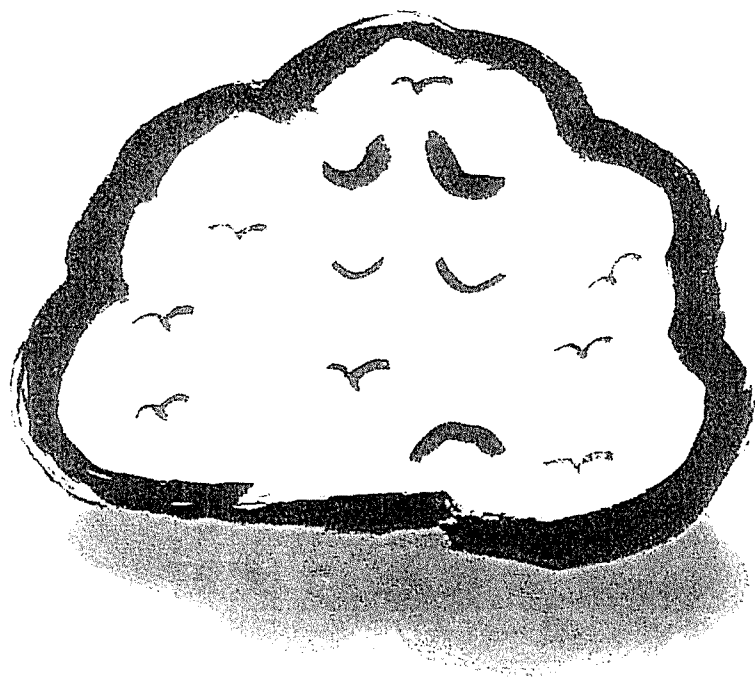
現在あなたたちは、そうしたすべてを、あなた自身で決めていますか？ たとえば、小さいときから親や先生など大人が決めたことだからと、その通りにしてきたということはありませんか？ 大人の決めたことに素直に従っていればトラブルが起こらなくてすむからという理由で。

でもよく考えて。あなたは心のどこかで「これは自分の本当の気持ちは違う！」と思ったことはないでしょうか？ 大人たちの言うこ



パート②

いじめられっ子だった僕の体験



とに逆らっても、自分の気持ちを通したいと思ったことはないでしょうか。あるいは友だちと全然違う選択をしたいと思ったことはないでしょうか。

そういうときはまず、自分でよく考えてみて下さい。そして、自分の意見や選択が、親や先生の意見とぶつかったり、学校の規則がどこかおかしいなと思ったりしたときは、どうして自分の意見と違うか、どこがおかしいのか、周りの大人や友だちとよく話し合ってみましょう。たとえば、学校の規則がまちがっていることだってありえますし、そういうときは訂正させる必要だってあるのです。

ただこのとき、あなたに人権があるように、他人にも同じ人権があるのを忘れないで。ひとりひとりに人権があることを、このパンフレットを読んで考えてみて下さい。



いじめられつ子だった僕の体験



ぼくは小学校のときからいじめられつ子だった。先輩がぼくをからかってくる。たとえば、「デブーだとか「ムカツク」だとか、意味もなく難癖なんへきをつけてきた。それもしょう中。

あるとき我慢できなくて「止めて下さいよ、うるさいなア」って、つい言っちゃったんだ。そしたらその一言が火いつけちゃって。「デメエ、おぼえていろ。つけあがってるんじゃないやねえよ」ってすこまれて。こわかった。それは名前も知らない先輩で、六年生。ぼくは四年だった。

小学校では本当に氣イ許して遊べる友だちなんて、ほとんどできなかった。その頃ぼくが暗かったからかもしれない。

それで、中学へ入って、自分でも意識的に性格を転換したんですよ、明るくね。ところがワーワー騒いでいたら運悪く例の先輩にバツリ会っちゃってー。そいつは「よう来たな」ってニタツと笑ったんだ。その顔を見たとき、ぼくは背中(なか)に氷を当てられたような感じだったよ。あ、ぼくはここでまたいじめられるかもしれないって、そんな予感がした。

中一のクラスには、ぼくともう一人、いじめの対象になっている子がいたんだ。一時期なんか、実際の朝の挨拶がわりに殴られるか蹴られるかかってときがあった。「オッス」と同時に、こぶしがとんでくるんだ。それも一人からじゃなくて、クラスのほとんど全員から。

夏休みが終わって学校に行ったら、みんなの話題は万引き。「昨日おれ、ウォークマン盗ってきた」

「おれは時計二つ」「ビデオも盗ってやりたかったけど、あんなデカイもの、かつげねえしな」という調子。あげくのはてに、一二月ごろから盗ってきた物を友だちに売りつけるようになって。

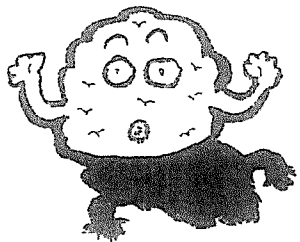
そのころ、たまたま、ぼくの親父おじいが新聞見えて「最近万引きが多いようだな」って言うんで、「うちのクラスもほとんど万引きしてるよ」ってうっかり言ってしまった。

そしたら保護者会で、親が担任に言ったんだよね、万引きのこと。している子がいるようだけど、注意したほうがいいんじゃないかって。それで担任が調べたら、ソロソロとほとんどの奴が万引きしてて、そいつら親子で学校に呼び出されちゃったんだ。先生には怒られるし、家に帰ってから親から説教されたり殴られたり、大変だったらしい。

ところがこれが「山口の親父から密告があった」とバツと広まって、次の日学校に行ったら、「デメエ、嘘つくんじゃないやねえよ、オレ万引きなんか一回もしてねえぞ」とぬかす奴がいる。ぼくはそいつが万引きしているのをちゃんとこの目で見たんだけど、タテついても仕方ないから「オレそんなこと言っていないよ、信じてくれ」とひたすら逃げまくった。

二、三日は殴られるか、問いつめられるかですんでいたけど、一週間くらいからシカトが始まっちゃって。ぼくが話しかけると、「うるせえな、オレはチクリと話すようなことは何もねえよ」みたいに返ってくる。

一日中、誰ともしやべらない日が続いて。二〇分休みも昼休みも、ぜんぶ教室の中で過ごしてた。何しろ会話つものもなく、たまに声をかけられて振りむくと、こぶしが目の前にあって、次の瞬間、火花がとんでくる。



心の中で、万引きやったほうが悪いんじゃないかって言ってみたけど、現実には学校へ行くのがだんだんきつくなると、とうとう行かなくなっちゃった。暴力的なのと、精神的なのと、毎日だったから。

みんなにいじめられているって、親にも話さなかったから「理由もないのに学校休むな」って、親もカンカン。家にいるのもきつくなっちゃったけど、学校に行きや、もっと悲惨だし。このころはもう本当に死のうかなと思ってた。

でも自殺もできなくて、結局毎日ふとんにもぐりこんで、テレビ見てるしかなかった。親に理由言わなかったのは、親に言っただけの心配かけるのイヤだったのと、親に言ったことが友だちに知れて、学校に行つたとき、またもつといじめられると思つたから。心のどこかで、まだ何とか学校に行かなくちゃって思つていたんだね。いじめがこれ以上ひどくなると、全く学校に行かなくなることは、ぼくの行き場所がなくなるってことだし、学校に行かないと将来どうとかとか、まだそういう考えがまとわりついてたから。学校へ行かなくなると、けつこう荒れたときがあつたね。一日中、何もすることなくて、友だちもない。会話は親とだけ。同等の立場でバカなこと言い合える友だちがいなかったから、部屋でゲームを投げまくってた。もう音がダウンと、本当に響くんですよ、投げて的に当たると。だから親も心配して。結局、親にうちあけ、そんなら一年休んで、来年転校してやり直したらってわかつてくれた。あのまま学校にかよっていたら、何してかしたか、自分でもわからない。親から「もう学校へ行かなくていい」と言われたときは、正直ほつとした。もう将来の望みなんかなくて、今日明日のことしか考えられなくなっていたから。

どうせ学校に行かないなら、前からやってみたかったことやってみようと思った。

たとえばデパートの中を歩きまわったり。うちの近くだと、Tデパート。一〇時の開店と同時にデパートに入ると、制服をきた店員が「いらつしやいませ」と言っただけ、いつせいにうそをやるんだ。ちょっと照れくさいけどこれは気分いい。まず、おもちや売り場をぐるぐる回って、展示してあるおもちやガチャガチャいじくって、で、一時間ごろ帰ってくるの。ばかみたくいかもしれないけど、前からやってみたかったんだ。でも実際にやってみると、ホント、一〇回もやればもうあきちゃう。ほかにもいろいろやってみただけど、結局そういうことって、友だちが学校に行つてるような時間にやれることって、半年もすれば全部やりつくしちゃうんだ。

そのころ、外で友だちに会って「なんで学校来ねえんだよ」とか、「また風邪引いてんの？」とか言われたりしたが、殴ったりはされなかったね。もつともぼくも、人に会いそうな時間にはあんまり出ないようにしてたけど。

で、半年ぐらいたつて、駅前の模型店に行つたらまたまた、いじめられっ子にかち会っちゃって。「よう山口、おまえどうしたの？ 学校やめたって話だけだ」と。奴は罪の意識がないから、そんなふうになんか話しかけてくるんだ。ちつきしょう！ 誰のせいで学校に行けなくなったんだよって、ムカついたね。

学校の教師は音沙汰なし、もうそうなるよ。やつかい払いしたつもりなんじゃないかな。

学校も友だちも、ぼくって存在を忘れ去ったかな？ というころ、ぼくは模型のサークルを作ろうと思いついた。模型はずつと興味あつたから。で、うちの前にポスターを貼り出し、入会案内を書いて



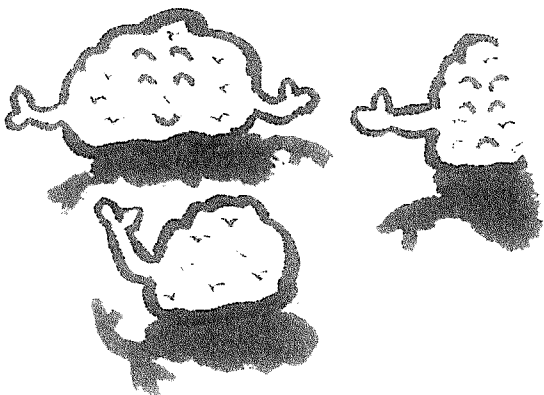
羞しといた。誰かから連絡のあるのを今日か明日かと待っていた。毎日、案内書はどんどんなくなるのに、入会したいとか、友だちになろうという連絡が一人もこない。おかしいなと思っていたら、いじめっ子のひとりが毎日引っこぬいて持ってたんだね。アタマきたけど、どうせ学校の中でウジウジしている奴のことだと、放っておいたよ。

結局、誰もこなかった。仲間が欲しかったのに……。

模写サークルがダメになって、何かやることはないかと、学校に行かなくなってからはあんまり早く起きないから、だいたいは夜型になっていったんだけど、まだ徹夜つてしたことがなかった。そうだ、徹夜してやろうつて、ほとんど夜と昼が入れ替わるような生活を始めた。夜中は、プラモデル作りに熱中。嵐の夜なんか、家がガタガタいうし、部屋の照明が少し暗めなもので、コワくてしょうがない。でもじつと我慢して、ひたすらプラモデル作ってた。

ハラ減つたら台所で何かさがしてラーメン食ったり、パン食ったりして。

友だちがいなくて辛い。一緒にバカ騒ぎしたり、ワイワイやれる友だちがいなのは淋しいよ。これはいじめられて、シカトされて、学校に行けなくなっちゃった人間じゃなければわからないだろうけど。あんまり孤独で苦しいとき、ほくをいじめた害虫どもを、片っぱしから殺してやりたいと思ったこともあったね。ホントだよ。でもほく



は、そういう気持ちをつくって押さえてこんでいったんだ。

今、ほくは、ほくと同じように学校に行かなくなった友だちがやってくるグループに入っているんだ。で、毎日通つて。ここに初めてきたとき、おそろおそろきたんだけど、あ、何かいいなって感じがした。一緒にワイワイやれる仲間が、もう先にいたんだね。

友だちつていい。何でも話せる友だちが何人もできて、ほくはやつと安心して眠れるようになった。だ。

(山口君は仮名です)

◎いじめられていたあなたへ——弁護士から

仲間からいじめられることはとてもみじめ。

何か自分が悪いからいじめられるって思われがち。

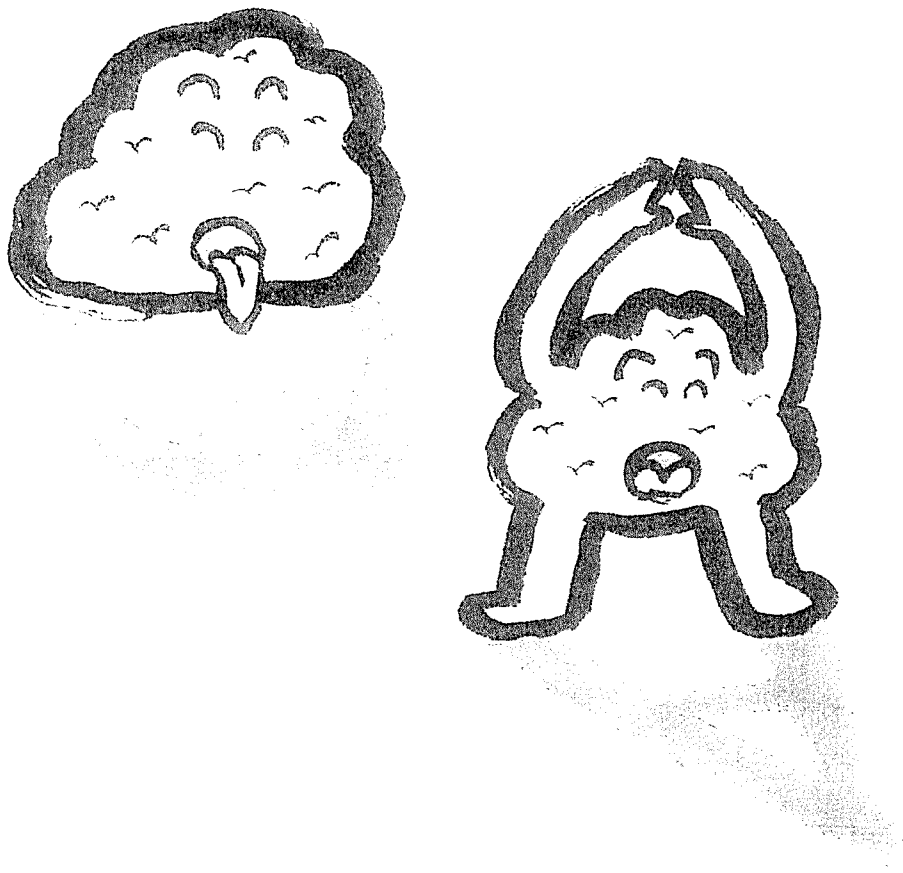
いじめられるつて、他人にわかつてもらうのがたいへん。

だから、いじめられていても、心にこたえていないように平気な素振りをしてしまう。仲間は、まいていらないと思つて、もつといじめてくる。そんな悲しみをだれにも言えず、一人で胸の奥深くたたみこむ。

「学校へ行きたくない」と思う心がおなかが痛い、頭が痛い、と体ごと拒否させる。でも、

「いかなかつたら勉強がわからなくなつてしまう」「いかなくちゃ」と思う。だから毎朝、苦しい。

パート③ 学校生活 Q&A



*

あなたが、あんまり辛かったら「学校へ行かなくちゃいけない」という鎖をちぎってはずして、学校へ行くのも行かないのもあなたの自由。行かない自由だってある。

学校へ行かなくても学ぶ機会と場所はいくらだってある。学校へ行かなくても、いい友だちをみつけていくことができる。また、そんなあなたの相談にのろうと思っておとも多勢います（32頁・相談できるところ参照）。

*

もちろん、勇気をもって、いじめつこに、なぜいじめるんだと抗議したり、親や親しい人に話したり、クラスで問題にしたり、できるならば、全部を話して欲しい。

いじめつ子は、いじめられている子がそんなに傷ついているって判っていないかもしれない。いじめても、手むかつてこないから、カラカイ半分で、自分のストレス解消のために気やすくいじめているのかもしれない。

だから、どんなにいじめられることが辛いことか、悲しみを全部はき出して話して欲しい。そうすれば、からかったり、手軽なストレス解消としていじめるのをやめようと思うんじゃないだろうか。
がんばって！



Q1 「校則」って何ですか？



学校ってどうして、こんなにきびしくつななんですか、息がつまっちゃいそうです。標準服だって言いながら、絶対に着なければいけない、授業にださないうつて言うんです。

ソックスも、白一色で、ワンポイントもいけないんです。シャーペンはいけないので、持っていて取り上げられるのもくやしから、前の日に、家で宿題の時に使ったら、カンペンに入れないように気をつけなければいけません。給食も、三角食べとかいって、牛乳、ご飯、おかずの順序でたべないと強制されます。掃除の時は、黙って働くと、怒鳴られます。シャーシも、ポケットに手を入れて歩くのは危ないから、ポケットの口を縫ってきなさいですって。もういろいろあつてきりがありません。なぜ、こんなことをしなければいけないんでしょうか。こういうことがなければ、もっと楽しく勉強できるし、友達とも遊べて、学校へ行くのが楽しくなると思います。今のままだと、学校に行くのが、いやになつてしまひそうです。こういう決まりは、全部守らなくては、いけないんですか。

又、皆も、このような決まりについて、いやだいやだと言っています。変えることはできないのでしょうか。



本当に、決まり決まりでうんざりしますね。

私たちは、校則は、あなたの自由を制約するものですから、必要最小限にするべきだと考えています。

例えば、登・下校の時間を守るとか、授業妨害はしてはいけないなどという集団生活のルールは必要です。このような校則は、守らなくてはなりません。これは、あなたが、学校を卒業して社会生活を、するときに要求されることです。

でも、あなたのあげているようなものは、どうしても必要な決まりではありません。むしろ、理由のないものでなくすべきです。このような理由のない決まりは本来守る必要のないものです。

ところで、現在の学校では、がまん強くなるためとか、規則正しい生活習慣・きちんとした生活態度などを身につけるために必要だとして、非常に細かい校則を決めていることが多いようです。例えば、より道の禁止、登下校中の歩き方や飲食の禁止、知人・目上の人へのあいさつの仕方、カバンの正しい持ち方、歯磨き・洗顔の日常励行、靴のしまい方、授業中の姿勢、挙手の仕方、発言の仕方、清掃の仕方、言葉づかい、家庭学習のやり方、男女交際の方法 etc です。

しかし、こういうことは、家庭で毎日の生活の中でひとりひとりが、習慣として身につけていくことですね。今のように、ただ、学校で規則を作つて守らせるだけのやり方では、決して身につかないと思います。

又、現在、校則を守らせるために、所持品検



査をして取り上げたり、体罰をしたり、教室から追い出したり、髪の毛を切つてしまったりして、強制する学校が増えていますが、決して許されないことです。

次に、校則を変えられないかということですが、校則が間違っていれば、もちろん、あなたたち、生徒にも変えることができます。

現在、校則は、学校が一方的に決めていくものがほとんどです。

しかし、学校は、生徒を主体としたものですので、直接あなたの人権を制約する校則を、学校だけで決めてしまうことは許されないと、私たちは考えています。

あなたたち生徒と学校と親とが話し合つて校則を作ることができます。

あなたの学校のように、今の校則には、おかしいものがたくさんあります。

ぜひ、この機会に、校則について、なぜ、この校則はあるのだろうか、本当に必要なのだろうかなどということを考えてみて下さい。

そして、生徒会、先生、親たちともしんぼう強く話し合つて、楽しい学校生活を送ることができるよう校則を作つて下さい。



Q2 制服は着なくてはいけないのでしょうか？



私の公立中学校では、「制服」の指定があります。私は、どうしてもその「制服」を着て行きたくありません。これだけの理由で、「制服」を着ないことはいけないのでしょうか。

A 公立中学校の「制服」というのは、後にのべるように標準服にすぎないので着たくなければ着なくてもいいです。

あなたには、どんな洋服を着て今日一日を過ごすかを決める権利があります。それぞれが好みで着るものを選ぶことができます。ただ、いつどのような場所でのどのようなものを着ているかということは、あなたに対する評価の一つにもなりますから、よく考えて選ぶ必要があるでしょう。

中学校は集団で授業を受けたり、生活をする場所です。ですから洋服から音がするとか、洋服が光る等他人の迷惑になるような服装はしない方がよいでしょう。しかし、そういうことがないのに特定の服を着なければならぬということはありません。単に着たくないという理由で着ないこともできません。まして「制服」でないから授業を受けさせないとか、修学旅行に参加させない等の差別することは許されません。

ところで、公立中学校では一応の標準的な服装として「標準服」を定めている学校が多くあります。むしろ制服というより、この標準服を定めている学校がほとんどです。これを「制服」と思い違

いしている人はいないでしょうか。この標準服は、もともと標準的な服装にすぎないので、これを着るかどうかはあなたの自由です。そしてこのことは「制服」だけでなく、靴下やリボンや下着についても同じです。他人の迷惑にならない限り、自由にしてよいのです。



Q3 坊主刈りはいけません。長髪はいけませんか？



僕が通っている公立の中学では、男子は三分刈りでなければならないという規則があります。また女子についても前髪がまゆげにかからないこと。そしてうしろはおかつばか又は肩に髪のかかる時はむすぶという規則があります。定期的に頭髪検査がされ、違反している場合は、バリカンやはさみで切られてしまいます。なぜ、このような髪形でなくてはいけないのか分かりません。僕は、長髪にしたのですが、認めてくれません。これは、おかしいのではないのでしょうか。

④A ほんとうにおかしいですね。頭の毛は、君の一部です。ですから君は髪の長さ、どんな髪形にするかについて、自分で決める権利を持っています。ひとりひとりの姿や顔がちがうのですから、ひとりひとりが自分に似合った髪型を決めることは、当然のことでしょう。

しかし多くの中学校で、男子について、坊主刈りとか、女子については、前髪のながさやうしろの髪形について定めています。最近ではこの規制が厳しく天然パーマの女の子がストレートパーマをかけたというおかしなことで起きています。

ところで、長髪だと、集団で授業を受けたり、生活するのにさしつかえがあるのでしょうか。タレントの塩沢トキさんのようにうちわのような高くて大きい髪型にすると、後ろに座っている人が前の黒板が見えなくて困るという事はあるかもしれません。しかし、単に長いだけならば、他の人に対して迷

惑になることはありません。

ですからこのような髪型の規制をしている校則自体に問題があります。長髪でかまいません。先生かバリカンで坊主刈りにするとか、女の子の前髪を切ってしまう学校もあるようですが、これは絶対に許されません。

裁判所は、坊主刈りと定めた校則について、直ちに違法という判断していませんが、「中学生の「一」スポーツをするのに最適」「清潔」「非行防止」等、坊主刈りを支持する人達があげる根拠について、合理性は認められないと判決しています。また、バリカンで強制的に丸刈りにするとか、クラブ活動を制限する等の強制的措置を伴うならば、坊主刈りを定めた校則は違法と判断しています。(熊本地方裁判所昭和六〇年十一月十三日)



Q4 所持品検査は、拒否できますか？

私の学校では、異常に規則が細かくて、持って来てはいけない物がたくさんあります。

そして、一週間に一回、かばんやポケットの中の物を全部机のうえにあげさせられて、班長が点検して、違反品は、先生に取り上げられてしまいます。先生にこんなことをする権利があるのでしょうか。

Ⓐ 所持品検査を日常的にする学校が多いようです。する方も、される方もあまり悪いことではないと思っっているようですね。

でも、自分が持っているものを、人に見せるかどうかを決めるのは、あなた自身であつて、だれも、無理にあなたに見せることを要求することはできません。

憲法三五条に、「何人も、その住居、書類、所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることはない」と規定されています。

これは、あなたの同意がないのに、あなたの住まいに入り込んだり、あなたの持っているものを探したり、取り上げたりすることはだれもできないということです。

このように、あなたの持ち物についての権利は、憲法にも規定されている大切な権利なのです。ですから、それを侵害するような所持品検査は、学校の先生だからといって、いつでもできるわけではなく、原則として、できません。

では、違反品のチェックはどのようにするのか問題ですが、その前に、違反品について、何故持ってきてはいけないのかを、もう一度確認してみましよう。例えば、マンガ、小説、トランプ、ゲーム、たばこ、お酒、ライター、時計、お金、お菓子、etc。いろいろあります。この中で、たばこ、お酒は、未成年者には有害であるとして法律で禁じられていますから、禁じてよいですし、ライターもそれに付随する物として同様です。

しかし、それ以外の物は、学校生活上、どうしてもさしつかえる物とは言えません。授業や他の生徒に迷惑をかけないできちんとした使い方をするように注意すれば十分です。このように、所持品について、細かい規則がなくなれば、検査はしなくてもすむことになります。

それでも、例えば、だれかが、ナイフをちらつかせて、「あいつをやつてやる」などとわめいていたという知らせがあつたような場合など、明らかに危険だと考えられるときには、例外的に所持品検査をして、先生がナイフを一時的に預かることができる場合もあります。やはり、学校がこのような使い方の指導をしないで、ただ持つてくることだけを、禁止するのはおかしいですね。

ただ、あなたも、他の人たちに迷惑のかからないような、はじめのある使い方を学んで欲しいと思います。

又、先生が、違反品を取り上げて返さないことがあります。これは許されませんが、明らかに所有権の侵害です。

Q5 体罰は絶対いじめじゃないから〜



僕は、授業中、友だちと消しゴムを投げあつて騒いでいたら、先生にどなられました。それでもやめないで席を離れて、ふざけていたら、げんこつで殴られ、歯が一本折れてしまいました。たしかに、騒いだのは良くないと思います。先生は「君の精神を鍛えるためだ」とか「愛のムチ」とか言っています。でも、先生だつて殴るのはいけないのではないのでしょうか。



君が言うように、君が授業中に騒いだのはよくないですね。でも、先生が君を殴るのは許されません。

君は、殴られてどんな気持ちがしましたか。自分が本当に悪いと納得できましたか。多分、殴られたことによって、先生に対して反発を感じたのではないですか。



るのでしょうか。

それに、中学のクラブ活動では、うまくなること、勝つことだけが目的でしょうか。

やはり、まず、身体を動かす楽しさや、チームスポーツの楽しさが身につくようなクラブ活動にしたいですね。

先生が、勝つことだけを考えて「しごき」をすることは、中学のクラブ活動としては問題です。

君も、ニュースで知っているかもしれないかもしれませんが、このようなクラブ活動での「しごき」事件が全国でたくさん起きています。岐阜県のある高校のクラブ活動で、記録が伸びないために、先生から暴力を受け、それにたえられないので自殺するという大変悲しい事件が起きて、裁判をしているのがあります。

君が、具体的にどうしたらよいかは、前の体罰の答え(24頁)を参照して下さい。



Q6 学校に行かれません。どうしたらいいですか。



僕は中学2年です。学校へ行こうと夜準備をするのですが、朝になるとお腹が痛くなって行かれません。どうしたらいいのでしょうか。

あまり休んでいると卒業できないと聞きましたが、どのくらい休むと卒業できないのでしょうか。

また、このまま中学へ行かない場合でも高校・大学へは行きたいと思っています。どんな方法がありますか。

A 学校へ行かれないということは、とても苦しいことです。

救済センターにも、君のように悩んで相談にくる子どもたちがたくさんいます。

学校へ行かないと、自分の一生は駄目になってしまうのではないか、中学までは義務教育だから絶対に行かなくてはいけないのではないかなどと思って、本当に苦しんでいます。

でも、義務教育というのは、君のお父さん、お母さんが、君に学校で学ぶチャンスを作らなければいけないということなのです。君自身には、その義務はありません。それは、教育は、強制的にするものではないからです。

どうしても、学校へ行きたくない、行かれないということならば、無理に行かなくてもいいのです。

そして、学校から離れて、自分にとって学校がどうしても必要か、もう一度、じっくりと考えてみ

以前に、中学生たちと、子どもの人権について話したことがありました。その時に、ある子がこんなことを言いました。「私だから、校則を変えたいと思います。制服も着たくないなあと思っています。でも、今の学校で実行するのは、すごい勇気がいります。一緒にやってくれる子が何人いるか自信がありません。親だって、内申のことを気にして、「何もあなたがすることはしないでしよう」と言っています。結局一人ががんばらなくちゃいけません。それなら、中学二年間なんだから、がまんした方が楽かなと思ってしまうです」

本当に、正直な気持ちだと思いました。

たぶんあなたも、このパンフレットを読んで、そのように思ったのではないですか。

弁護士会に、訴えてくる人たちも、一人での戦いに疲れ果てて、助けを求めてきます。自分には、権利があるとわかっても、今、それを実行することは大変難しいですね。

何故なのでしょう。たぶんまだ、日本人ひとりひとりが、きちんと人権意識を持っていないこと大きな原因があると思います。

ですから、一人だけ校則に従わないとか、校則を変えるとかいふことは、大変なことです。それでも、私達は、あなたに、戦って欲しいと望みます。

それは、あなたが、中学時代の一二才から一五才の間に、本当の自由を体験することがとても大切だと思うからです。

自由の中で初めて、自分のことを自分で決めることができるからです。

もし、中学校の三年間だけだからと、がまんして生活して、あなたが、校則を守ることにならされて、不自由だと感じなくなってしまうえば、本当の自由を学ぶ機会を持たないまま成長することになります。さらに、現在のようにささいなことを守ることにばかり汲々としていては、人間として、本当に守らなければいけないことを見失ってしまいます。

中学時代は、もう二度とこないのです。

この時の自由は、何物にも代えがたいものです。

最近、大人になっても、自分のことを自分で決められない人が増えてきたと聞きます。やはり、中学時代に、本当の自由を知らないで育ったからだと思います。

ですから、私たちは、あなたに、自由に中学時代を送って欲しいと強く望んでいます。そのために、できるだけの、手助けをしていきたいと思つて、「子どもの人権救済センター」や、「子どもの人権一〇番」を作りました。その他にも、あなたの身近でも、力になってくれる人が増えていきます。今までのように、苦しい一人の戦いは、しなくてもすみます。

ぜひあなたに、頑張つて自分の権利を自分で守って欲しいと思つて、このパンフレットを作ったのです。

自分の権利を守ることは、同時に他人の権利を守ることもつながります。逆に、他人の権利を認めることによって、自分の権利も表現できるのです。



相談できるところ——「まず、電話をして下さい」

相談は無料です。「子どもの人権パンフレットを見て、相談したいんですけど」と言ってください。やさしいおじさん、おばさん、お兄さん、お姉さんの弁護士が、あなたの話を聞いて、どのようにしたらいいかを一緒に考えてくれます。

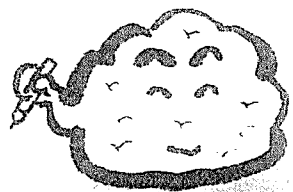


東京弁護士会子どもの人権110番 03-503-0110 (月・水・金 午後1時半～4時半)
東京弁護士会子どもの人権救済センター 03-581-2206

第二東京弁護士会	03-581-1885	金沢弁護士会	0762-21-0242
横浜弁護士会	045-201-1881	秋田弁護士会	0188-62-2103
埼玉弁護士会	0488-63-5255	大阪弁護士会	06-364-0251~6
千葉県弁護士会	0472-27-8431	大阪弁護士会子どもの人権110番	06-364-6251
静岡県弁護士会静岡支部	0542-52-7522	神戸弁護士会	078-341-7061
静岡県弁護士会沼津支部	0559-31-1848	岡山弁護士会	0862-23-4401
静岡県弁護士会浜松支部	0534-55-3009	福岡県弁護士会	092-741-3208
名古屋弁護士会	052-204-0115	沖縄弁護士会	0988-54-6251

●次の弁護士会は、特別に子どものための制度はつくっていませんが、皆さんの相談に答えてくれます。

第一東京弁護士会	03-580-5271	長崎県弁護士会	0958-24-3903
水戸弁護士会	0292-21-3501	大分県弁護士会	0975-36-1459
栃木県弁護士会	0286-22-2008	熊本県弁護士会	096-325-0913
群馬県弁護士会	0272-33-4804	鹿児島県弁護士会	0992-26-3765
山梨県弁護士会	0552-35-7202	宮崎県弁護士会	0985-22-2466
長野県弁護士会	0262-32-2104	仙台弁護士会	022-223-1101~2
新潟県弁護士会	0252-22-3765	福島県弁護士会	0245-34-2334
京都弁護士会	075-231-2335	山形県弁護士会	0236-22-2234
奈良県弁護士会	0742-22-2035	岩手県弁護士会	0196-51-5095
滋賀県弁護士会	0775-22-2013	青森県弁護士会	0177-77-7285
和歌山県弁護士会	0734-22-4580	札幌弁護士会	011-281-2428
三重県弁護士会	0592-28-2232	函館弁護士会	0138-41-0232
岐阜県弁護士会	0582-65-3038	旭川弁護士会	0166-51-9527
福井県弁護士会	0776-23-5255	釧路弁護士会	0154-41-0214
富山県弁護士会	0764-21-4811	香川弁護士会	0878-22-3693
広島県弁護士会	082-221-1953	徳島県弁護士会	0886-52-5768
山口県弁護士会	0839-22-0087	高知県弁護士会	0888-72-0324
鳥取県弁護士会	0857-22-2171	愛媛県弁護士会	0899-41-6279
島根県弁護士会	0852-21-3225	日本弁護士連合会	03-580-9841
佐賀県弁護士会	0952-24-3411		



■ 編集後記 ■

このパンフレットは、いろいろな人の出会いの中で生まれました。その中でも、東京シニアの子どもの出会いには、感動的でした。この子どもたちは、いろいろなことが原因で、学校に行かなくなった子どもたちで、不自由な学校から離れて、本当の自由

を真剣に探していました。そして、心を配って、自分を語っていました。しなやかな、自由な心を確実に自分のものにしていました。その子どもたちが、今、本当に自由な仲間を求めていることを知りました。そして、その励ましを得て、ようやく子どもたちにもわかってもらえるのではないかと思える内容になりました。又、リライトを担当して頂いたマリィライターの横田不子さんの力なくして、この本はできませんでした。私たちが、違った立場で参加して下しました。その他にも、地域で子供文庫などの活動を続けていらっしゃる本田哲也さん、出版社の守屋秀生さん、被田信一郎さん、東京シニアの奥地圭子さん、多くの人の協力力頂きました。紙面を借りて、厚く御礼申し上げます。なお、紙面の都合により、本書は、学校での子どもの人権を中心にとどめました。現在の子どもを取り巻く人権環境は、決して良いものとは言えません。他の地域、例えば家庭、地域の問題などについて、別の機会にぜひ取りあげたいと考えています。

● 執筆 ●

- 東京弁護士会
子どもの人権救済センター
- * 奥原和夫
- 石川邦子
- 小笠原彩子
- 黒岩哲彦
- 児玉勇二
- 村田光男

子どもの人権ってなにに

いさよと学校生活を送るために
一九八八年十一月発行
発行者 東京弁護士会
編集 東京弁護士会子どもの人権救済センター
千100 東京都千代田区霞が関
四
☎〇三・五八一・二二〇一
原価 三三〇円